

霧島錦江湾国立公園
錦江湾地域
管理運営計画書

令和4年6月30日

九州地方環境事務所

<目次>

第1	管理運営計画作成の経緯.....	1
1.	霧島錦江湾国立公園（錦江湾地域）の概要.....	1
2.	管理運営計画作成の経緯.....	1
3.	管理運営計画区の設定.....	1
第2	管理運営計画区の概況.....	3
1.	錦江湾地域の概要.....	3
2.	公園計画	5
3.	指定及び計画の経緯	7
第3	ビジョン	9
1.	ビジョンの位置づけ	9
2.	錦江湾地域の概要.....	9
3.	錦江湾地域のビジョン.....	9
第4	管理運営方針	10
第5	風致景観及び自然環境の保全に関する事項.....	11
1.	奥錦江湾地区・桜島地区（始良カルデラ）	11
2.	指宿地区・佐多地区（阿多カルデラ）	13
3.	地域の美化（4地区共通）	15
第6	適正な公園利用の推進に関する事項.....	16
1.	利用の特性を踏まえた利用方針.....	16
2.	利用マナーと利用の適正化の取組	17
3.	利用の推進.....	19
4.	利用者の指導	19
第7	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	22
1.	許可、届出等取扱方針.....	22
2.	公園事業取扱方針.....	29
第8	国立公園関係者の連携体制等に関する事項.....	34
第9	その他及び参考資料	35
	【参考資料1】 錦江湾地域管理運営計画の改訂に係る経緯	36
	【参考資料2】 基準の特例	37
	【参考資料3】 指定植物一覧.....	50
	【参考資料4】 海域公園地区指定動植物一覧	53
	【参考資料5】 霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)管理運営計画改定検討会名簿.....	54

第 1 管理運営計画作成の経緯

1. 霧島錦江湾国立公園（錦江湾地域）の概要

霧島錦江湾国立公園の錦江湾地域は、昭和 30 年（1955 年）に桜島・指宿・佐多岬を中心に指定された錦江湾国定公園を前身とする地域で、昭和 39 年（1964 年）に屋久島とともに霧島国立公園と合流して霧島屋久国立公園に指定された。

平成 24 年（2012 年）には、世界自然遺産であり島嶼生態系を景観の主要構成要素とする屋久島地域を屋久島国立公園として分離再編し、新たに始良カルデラの相当部分である奥錦江湾部を編入して、火山を起源とした景観を有する霧島錦江湾国立公園として成立した。この際、錦江湾地域については、桜島を含む始良カルデラや、阿多カルデラを中心とする指宿や佐多岬等が、火山活動を起源とする景観を主構成要素とする地域として相当の規模を持つとともに、我が国を代表する傑出した風景であると再評価されている。

その後、平成 30 年（2018 年）に雄川の滝地区が霧島錦江湾国立公園に編入され現在に至っている。

2. 管理運営計画作成の経緯

錦江湾地域の管理計画は、平成 12 年（2000 年）に作成後、平成 18 年に改定され現在に至っている。平成 24 年の分離再編及び平成 30 年の編入による新たな指定箇所管理方針等を追加するとともに、近年増加している訪日外国人利用者を含む多様なニーズに対応した国立公園のあるべき姿を踏まえ、平成 18 年の改定後における社会状況や錦江湾地域全体の状況の変化に対応した計画に改定する。あわせて、平成 26 年 7 月 7 日付けで改正された「国立公園管理運営計画作成要領」（環自国発第 1407074 号）に沿った記載内容に整理する。

管理運営計画作成の経緯

平成 12 年 9 月 20 日 公園区域及び公園計画の一部変更（第 1 次点検）に伴う錦江湾地域管理計画書作成

平成 18 年 9 月 5 日 公園区域及び公園計画の一部変更（第 2 次点検）に伴う錦江湾地域管理計画書作成

3. 管理運営計画区の設定

本地域は錦江湾に面した、奥錦江湾地区、桜島地区、指宿地区及び佐多地区から成っているが、地理的に錦江湾を取り巻くように位置し、利用動線も関連していることから、引き続き一つの管理運営計画区として管理運営計画を作成する。

第2 管理運営計画区の概況

1. 錦江湾地域の概要

(1) 地形・景観

錦江湾地域は、南北に延びる断層に沿った溝状の陥没地形である鹿児島地溝に海水が流入して形成されており、湾口部は約10万年前の大規模な火山活動によって生じた阿多カルデラに関連する地形・地質から成り、湾奥部は約29,000年前の超巨大噴火に伴う大量の火山噴出物によって地面が陥没した海域のカルデラ地形となっている。

錦江湾は、鹿児島県の薩摩半島と大隅半島に挟まれた湾で、面積は1,130km²、南北約80km、東西約20kmのやや蛇行した形状をなしており、その大きさは東京湾とほぼ同じ大きさであるが、東京湾の水深が50mよりも浅いのに対し、錦江湾は200m以上の深さがある。

湾奥部では、カルデラ壁の一部である吉野、脇元や若尊鼻から錦江湾の雄大な景観が見られる。錦江湾の最奥部に浮かぶ神造島は、ユニークな形状の3つの小島が錦江湾の景観に独特のアクセントを加えている。重富海岸地先には錦江湾最大の干潟があり、大潮の干潮時に出現する広大な干潟と、その背後にそびえる桜島が織りなす独特の景観が見られる。また、桜島の北側海底部では噴火活動に伴う火山ガスの噴出により、「たぎり」と呼ばれる気泡を海面で観察することができる。

桜島地区は、我が国で最も活動的な火山の一つである桜島とその周辺海域から成り、桜島は今なお頻繁に噴火を繰り返している。文明溶岩・安永溶岩・大正溶岩・昭和溶岩を流出した大規模な噴火は一部の集落を埋没させ、安永噴火では海中に安永諸島を生じ、大正溶岩は瀬戸海峡を埋め大隅半島と陸続きとなるなど幾多の噴火により島の地形は大きく変貌し、島全体が溶岩流によって成り立つその景観は、本地区のシンボルとなっている。

指宿地区は、阿多カルデラの輪郭の一部を構成し、10kmにわたり連続する鬼門平断層、成層火山の上に溶岩円頂丘を乗せ、その秀麗な姿から「薩摩富士」と呼ばれる開聞岳、独立したカルデラ湖であり、周囲15km、面積10.91km²、水深233mで九州最大の湖の池田湖、火口湖の鰻池等の火山景観、中潮及び大潮の干潮時には約800mの砂州で繋がる知林ヶ島の海岸景観が見られる。

佐多地区は、南大隅において阿多カルデラ壁の一部である花崗岩の断崖地帯（辻岳断層崖）や、阿多火砕流によって形成された溶結凝灰岩台地が抉られて形成された雄川の滝が見られる。また、佐多岬では中生代から第三紀に堆積した四万十層群から成る山地が傾動して沈水した断崖が見られ、黒潮の波に侵食され、海面から垂直に切り立った海食崖の景観を特色としている。

(2) 動植物

本地域を特徴付ける動植物として、錦江湾にはミナミハンドウイルカをはじめと

したイルカ類が2～300頭程度、定住・回遊している。また、海底の若尊海山周辺では、噴出する火山ガスを栄養源としてサツマハオリムシ（チューブワーム）が生息する。

奥錦江湾地区では、重富干潟で多種多様な干潟の生き物が見られ、コメツキガニやマメコブシ、ハクセンシオマネキ（絶滅危惧Ⅱ類）も確認されているほか、クロツラヘラサギ（絶滅危惧ⅠB類）をはじめとする多くの希少な野鳥が飛来する。

始良カルデラ壁の陸域においては、吉野に国指定の天然記念物のキイレツチトリモチの自生地がある。また、脇元はクスノキ、タブノキが優先する照葉樹林になっている。

桜島地区では、北西部の海岸沿いにアコウ群が見られるほか、噴火年代の異なる溶岩原に、遷移段階の異なる植生が形成されている。イタドリ、ススキ、クロマツ、タブノキまでが徐々に進入していく様子など遷移段階が観察できる学術的にも貴重な植生である。高峠ではサタツツジをはじめとした約10万本のツツジが4月末から5月上旬にかけて色鮮やかに咲く。

指宿地区は、北限種や南限種が見られることが特徴で、指宿の田良から潟口にかけての海浜には、南方系植物のグンバイヒルガオ群落が、鬼門平にはタムラソウ、オオバショウマ、ヒゴスミレ等の北方系植物が見られる。また、当該地区には、シュロソウの県内唯一の自生地が見られる。竹山は、野生のソテツに全山覆われているが、同時に北方系のノハラクサフジ、キキョウラン及びナガサキマンネングサ等が見られ、北方系と亜熱帯系の植物がともに生育する珍しい場所である。開聞岳は、山頂が雲帯林となっており、ヨウラクラン、ムギラン、ミヤマウズラが樹上に、ギボウシラン、ナツエビネが岩上に着生している。

佐多地区では亜熱帯植物が連続して生育している。特に佐多岬ではフカノキ、ホルトノキ、モクタチバナ等が高木層を形成している。林床にはアオノクマタケラン、オオイワヒトデ、クワズイモが優占し、当該地を北限とするシマウリノキ、ホルトカズラ等の南方系植物が見られ、亜熱帯樹林の様相を呈している。また、海岸の断崖等のソテツ自生地及び、辺田地区のヘゴ自生北限地帯は、国指定特別天然記念物に指定されている。

2. 公園計画

(1) 保護規制計画

① 地域地区別市町村別面積

(単位：ha) (平成 30 年 8 月告示)

地域地区 市町別	特 別 地 域					普 通 (陸域)	合 計 (陸域)
	特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
鹿児島市	2,158	749	1,842	2,238	6,987	295	7,282
指 宿 市	219	48	3,764	892	4,923	149	5,072
垂 水 市	－	－	70	－	70	－	70
霧 島 市	－	－	89	－	89	－	89
始 良 市	－	－	232	－	232	15	247
南大隅町	212	－	2,573	156	2,941	518	3,459
合 計	2,589	797	8,570	3,286	15,242	977	16,219

② 地域地区別土地所有別面積

(単位：ha) (平成 30 年 8 月告示)

地 域 地 区	国有林	公有地	私有地	計
特別保護地区	815	228	1,546	2,589
第 1 種特別地域	55	366	376	797
第 2 種特別地域	502	2,078	5,990	8,570
第 3 種特別地域	374	399	2,513	3,286
普 通 地 域	2	36	939	977
合計（陸域）	1,748	3,107	11,364	16,219
普通地域（海域）	37,367			
海域公園地区	9箇所 487.7			
合計（海域）	37,855			
合計 （陸域及び海域）	54,074			

(2) 施設計画

(令和 4 年 6 月現在)

施設計画名	執行事業名（事業執行者名）	未執行事業名
集団施設地区	＜指宿整備計画区＞ ・指宿園地（環境省九州地方環境事務所、鹿児島市）	

	島県、指宿市) ・指宿野営場（環境省九州地方環境事務所） ・指宿宿舎（（財）休暇村協会、（株）指宿白水館、指宿シーサイドホテル（株）） ＜知林ヶ島整備計画区＞ ・指宿園地（環境省九州地方環境事務所、指宿市）	
道路（車道）	・桜島港黒神線道路（車道）（鹿児島県） ・桜島溶岩展望線道路（車道）（鹿児島市） ・桜島港早崎線道路（車道）（国土交通省九州地方整備局） ・指宿循環線道路（車道）（鹿児島県、指宿市） ・池田湖鏡池線道路（車道）（鹿児島県） ・根占・佐多線道路（車道）（鹿児島県） ・佐多岬線道路（車道）（鹿児島県、南大隅町）	・魚見岳線道路（車道） ・鰻池線道路（車道）
道路（歩道）	・袴腰島溶岩探勝線道路（歩道）（鹿児島県、鹿児島市） ・九州自然歩道道路（歩道）（環境省九州地方環境事務所（開聞岳）、鹿児島県（根占辻岳線））	白銀坂線道路（歩道） ・根占辻岳線道路（歩道） 雄川の滝線道路（歩道）
園地	・磯園地（（株）島津興業） ・有村園地（鹿児島市） ・城山園地（鹿児島県） ・袴腰園地（鹿児島市） ・湯之平園地（鹿児島市） ・烏島園地（鹿児島市） ・魚見岳山頂園地（指宿市） ・長崎鼻園地（鹿児島県、指宿市、（株）ヤマモトプレジャー） ・花瀬崎園地（指宿市） ・開聞山麓園地（（株）岩崎産業） ・島泊園地（いわさきコーポレーション（株）） ・田尻園地（南大隅町） ・枇榔島園地（南大隅町） ・佐多岬園地（環境省九州地方環境事務所）	黒神園地 大正燃園地 早崎園地 鶴崎園地 戸柱鼻園地 江之島園地 物袋海岸園地 開聞岳登山口園地 開聞岳山頂園地 辻岳山頂園地 大泊園地 福元園地 寺山園地 高峠園地 神造島園地

	・重富海岸園地（環境省九州地方環境事務所） ・白銀坂園地（日本たばこ産業(株)）	布引の滝園地 池田湖東部園地 雄川の滝園地
宿 舎	・湯之元宿舎（(有)桜島国際ホテル、(有)シーサイドホテル桜島） ・袴腰宿舎（鹿児島市） ・大泊宿舎（南大隅町）	鰻温泉宿舎 長崎鼻宿舎 開聞温泉宿舎 田尻宿舎
野営場	・大泊野営場（鹿児島県、南大隅町）	鶴崎野営場 十町野営場 田尻野営場 神造島野営場
運動場		袴腰運動場 十町運動場
水泳場		物袋海岸水泳場
舟遊場	・袴腰舟遊場（鹿児島市）	小浜舟遊場
駐車場	・袴腰駐車場（鹿児島県、鹿児島市、グリーン鹿児島農業協同組合） ・長崎鼻駐車場（指宿市） ・小浜駐車場（指宿市） ・鰻駐車場（指宿市）	
博物展示施設	・袴腰博物展示施設（鹿児島県）	重富海岸博物展示施設
博物館		磯博物館
係留施設		田尻港係留施設 枇榔島係留施設

3. 指定及び計画の経緯

昭和39年 3月16日：錦江湾地域及び屋久島地域の指定（霧島屋久国立公園に改称）
 公園計画の決定、特別地域及び特別保護地区の指定

昭和45年 7月 1日：海中公園地区の指定（桜島地区、佐多地区）

昭和62年 8月28日：公園計画、規制計画及び施設計画の全般的な見直し（再検討）

平成 9年12月16日：公園区域及び公園計画の一部変更（第1次点検）

平成17年 7月12日：公園区域及び公園計画の一部変更（第2次点検）

平成24年 3月16日：公園区域及び公園計画の一部変更（第3次点検）

錦江湾地域の公園区域の拡張、屋久島地域の分離に伴い名称
 を霧島錦江湾国立公園に改称

平成30年 8月10日：公園区域及び公園計画の一部変更（雄川の滝地区の編入等）

第3 ビジョン

1. ビジョンの位置づけ

国立公園の管理運営には、行政、事業者等の多様な関係者が存在し、それぞれの活動によって成り立っている。国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るためには、多様な関係者が一体となった取組が必要であることから、当地域の目指すべき方向性を明確にした「ビジョン」を設定する。

2. 錦江湾地域の概要

霧島錦江湾国立公園（錦江湾地域）は、始良カルデラや阿多カルデラという巨大カルデラ火山の列により形成された、我が国随一の海域カルデラ景観を有する景勝地である。

火山活動による特異な景観とともに、南限・北限の動植物や、日本で唯一深海を内包する内湾、干潟の生物、火山ガス噴出域の海底に棲息するサツマハオリムシの大群集など、多様な動植物が陸域・海域において見られる。また、深く入り込んだ錦江湾は、古くから港として利用されており、海外貿易にとって重要な場所であった。

現在もなお活発に続く火山活動によるダイナミックな大地の形成と、その荒地を緑に変えていく植生等の自然のみならず、豊富な温泉や薩摩藩にちなむ歴史・文化的資源など興味地点に事欠かず、知識欲探求型の観光利用を含めた多様な利用を楽しむことの出来る国立公園である。

3. 錦江湾地域のビジョン

管理運営計画区の概況を踏まえて、霧島錦江湾国立公園錦江湾地域が目指すビジョンは以下のとおりとする。

■ビジョン① 我が国随一の海域カルデラ景観、動植物等の地域資源を守り次世代に引き継ぐ

始良カルデラや阿多カルデラなどの世界有数のカルデラ群によって形成された錦江湾地域の特徴的な火山景観、海岸景観及び、この地で育まれた動植物などの自然とともに、そこで築き上げられた歴史や文化など、高く評価される地域の資源が将来に引き継がれている。

■ビジョン② 桜島等の多様な火山とその恵みをまるごと楽しむ

陸から海から活火山桜島を間近に体験でき、雄大な桜島の眺望が楽しめるとともに、指宿で多様な温泉と開聞岳の眺めが味わえ、海岸の断崖景観と亜熱帯性植物が楽しめるなど、多様な利用者に満喫されている。

■ビジョン③ 地域とともに創造する国立公園

地域住民、事業者、金融機関、行政機関等が各々の役割を認識しつつ連携・協力関係を構築し、美化、調査研究、野生動植物の保全、維持管理、情報発信等に取り組むことにより、適切な保全と利用を両立し、魅力ある国立公園が創造されている。

第4 管理運営方針

錦江湾地域の特徴的な火山景観、海岸景観、動植物などの自然、歴史や文化などの地域の資源を将来に引き継いでいくビジョン達成のため、以下の方針で管理運営することとする。

■方針① 我が国随一の海域カルデラ等の特色ある景観等の地域資源の保全

錦江湾地域に特徴的な海域カルデラや桜島をはじめとする火山・海岸景観、南限・北限などの動植物、歴史・文化と自然が調和した景観等の地域資源を保全する。また、地域資源を保健休養や教育に積極的に活用することで、より持続的な保全につなげることとする。このため、自然や文化などの地域資源を有機的に結び付け地域活性化を目指す桜島・錦江湾ジオパークや、世界文化遺産の「明治日本の産業革命遺産」等との連携を図る。

■方針② 展望台等の基盤整備やシーカヤック等の自然体験の提供による利用の推進

国立公園の自然景観を活かした展望地の整備・通景伐採や利用環境の改善・上質化を図る。このため、国立公園事業の執行に努める。また、非日常的な体験を提供していくために、桜島・錦江湾ジオパークの取組と連携しつつ、ツアープログラムの充実やガイド育成を行うとともに、周遊観光ルートの整備を検討する。また誘客の推進にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大状況及び地域の実情を踏まえたターゲット設定に留意する。

■方針③ 地域の関係主体との協働

地域が誇りを持つ景勝地であることから、地域との協働による公園管理を推進する。

具体的には、草刈り、海岸のゴミ拾いなど住民の手で可能な範囲でできる美化活動を推進する。また、関係行政機関や、関係団体、専門家等が連携して生態系のモニタリング・調査研究を行う。さらに、その自然の中に根付く暮らしや文化、歴史も含め、地域の魅力を広く発信し、官民一体となって楽しい魅力ある国立公園を創造していく。

上記の達成に向けて、地域全ての主体が管理運営の担い手としての各々の役割を認識し、互いに連携して管理運営することとする。

第5 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 奥錦江湾地区・桜島地区（始良カルデラ）

（1） 奥錦江湾地区・桜島地区（始良カルデラ）の概況

奥錦江湾地区は、始良カルデラの南縁に位置する桜島を中心として、始良カルデラ一帯が国立公園に指定されており、自然景観の資質に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有している。

（2） 奥錦江湾地区・桜島地区（始良カルデラ）の保全方針

① 世界的にも有数の活火山である桜島の雄大な景観を適切に保全する。

桜島は始良カルデラの南縁に位置し、北岳、中岳、南岳からなり、南岳火口は現在でも活発に噴火を繰り返している。桜島・錦江湾エリアは、平成25年に桜島・錦江湾ジオパークとして、日本ジオパークに認定されている。山頂付近は裸地で荒涼とした火山景観を呈しており、山麓に広がる安永溶岩や大正溶岩、昭和溶岩などと呼ばれる噴火年代の異なる溶岩原では、イタドリ、ススキ、クロマツ、タブノキ等、遷移段階の異なる植生が形成されている。大正3年（1914年）の噴火で流出した溶岩で桜島は大隅半島と陸続きになった。

海域では、溶岩流により形成された起伏に富んだ海底地形の景観や、ウミトサカ類、イシサンゴ類など多くのサンゴ類が見られるとともに、ガラモ類、ヤツマタモクが密生している。また、ダイビングや、シーカヤック等で利用されている。

桜島特有の火山地形や景観、野生動植物を関係機関等が協力し適切に保全・管理を行うとともに、関係者間での情報共有を通じ、桜島の地形・地質や野生動植物、歴史等に関する情報の積極的な発信や、地域資源の新たな利用を推進するジオツアーやエコツアーを活用した地域振興を目指す。また、海域においても現海域景観の保護に努め、オニヒトデによるサンゴ食害等、増えすぎた種や外来種を適正に管理し、固有種の減少を防ぐよう努める。

国立公園であると同時に日本ジオパークでもある桜島は、両方の施策・取組を連携させることで、景観上・地質学上の重要な価値を持つ自然資源をより適切に保護し、情報発信の相乗的な効果による誘客、地域の活性化が期待できることから、今後は桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会などの場を通じて、関係者間の情報共有を進める。

② 近代化産業遺産と自然とが調和した磯地区の景観を適正に保全する。

磯地区には、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産「旧集成館」が所在し、建造物や遺跡などを鑑賞できる。また、「旧集成館」には、桜島と錦江湾を借景とした仙巖園もあり薩摩藩・島津家の歴史、文化と自然風景が調和した景勝地となっている。また、始良カルデラのカルデラ壁が急崖をなす地形の上に、仙巖園の後苑部があり、集仙台などの展望所とともに、自然度の高いタブノキ林やシイ林

が見られ、磯地区のキイレツチトリモチ産地は国の天然記念物に指定されている。また、江戸時代の書物には磯一帯が「山一面桜」と記されるなど、ヤマザクラの名所として知られていた。

今後も、歴史ある文化景観及び桜島の展望を損なうことのないよう留意し、顕著な歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然、桜島等への眺望を一体的に保全し活用した景観づくりを推進する。

③ 歴史と自然に親しむことができる吉野・白銀坂を保全する。

吉野・白銀坂地域はカルデラ壁である崖上にあり、マテバシイを主体とする森林が良く繁り、錦江湾を縁どり美しい景観を作り出している。白銀坂は、始良市脇元から鹿児島市宮之浦町までの石畳の残る旧街道で、坂の途中にはかつて薩摩国(鹿児島市側)と大隅国(始良市側)の国境があり、明治6(1873)年に錦江湾沿いの道(現国道10号)が開通する以前は、鹿児島と始良・加治木地区を結ぶ幹線道路であった。また、平成7年には建設省(現国土交通省)から「歴史国道」に選定されている。遊歩道では、森の散策が楽しめ、付帯の展望地からは桜島への展望が鑑賞できる。

関係機関等が協力し遊歩道及び展望地について適切に管理を行うとともに、エコツーリズムの推進等を通して地域住民に保全への理解促進と地域振興、環境教育の推進を目指す。

④ 重富海岸、隼人海岸、国分海岸等で見られる生き物の生息環境を保全する。

重富海岸は奥錦江湾地区唯一の防潮林としてクロマツが残る海岸で、海水浴や自然観察の場として利用されている。重富海岸、隼人海岸、国分海岸等には干潟があり、ハクセンシオマネキ、ミサゴ等の貴重な生物が生息し、渡りの季節にはクロツラヘラサギ等の多くの野鳥が見られ、干潟の地先には海藻が広く見られる。

希少野生生物を保全するうえで重要な生息・生育場所である干潟の保全を推進し、関係機関等が協力し適切に管理を行う。

⑤ 若尊鼻独自の火山活動に由来する海域環境を保全し、関係者が連携した保護の取組を推進する。

若尊鼻は始良カルデラの一部である半島で、海岸線は自然の磯海岸となっており、釣り場としての利用が盛んに行われている。沖合には水深約80～100mの海底丘陵があり、東側に世界的に極めてまれな浅海熱水系でチムニー(熱水の成分が蓄積し煙突状になったもの)を伴った熱水噴出孔が存在する。噴出孔の周辺には、世界で最も浅い場所に生息するハオリムシの一種であるとされるサツマハオリムシの大群集が、海底丘陵の周辺部の灰白色粗粒砂底には、二枚貝類が生息している。

また、熱水噴出孔の上の海面に形成される「たぎり」が、特異な景観を呈しており、こ

れを観光船で見学する利用が行われている。

錦江湾に親しむ遊歩道と火山活動に由来する海域環境が維持されるよう、関係機関等が協力し適切に管理を行う。

⑥ 錦江湾を展望する高峠からの景観と自生するサタツツジを保全する。

高峠は高隈山地の北西に位置し、峠は標高 722m、高峠つつじヶ丘公園は標高 550m にあり、南東面の山腹には自生のサタツツジが約 100 品種 10 万本ほど見られる。春には全山が赤やピンクに染まり、多くの花見客で賑わいを見せる。その頂上は展望に優れ、霧島連山、志布志湾、錦江湾、薩摩半島の山並み、高隈山地、肝属山地を一望できる。

施肥作業や除伐作業など、サタツツジ群落の保護及び育成のための対策に地域住民、事業者、行政機関等が連携し管理を行う。

2. 指宿地区・佐多地区（阿多カルデラ）

（1） 指宿地区・佐多地区（阿多カルデラ）の概況

指宿地区・佐多地区（阿多カルデラ）は、北限種、南限種及び亜熱帯性動植物とともに、海食崖からの展望や、多種多様な火山由来の地形を鑑賞できる。阿多カルデラは錦江湾の湾口部をまたいで分布し、そのカルデラ壁は薩摩半島では鬼門平断層から魚見岳、知林ヶ島にかけて、大隅半島では辻岳から野首岳にかけて広く見ることができる。本土最南端に位置することから歴史的に海外交流の影響を受けており、自然風景、歴史文化とも特色ある地区である。

指宿地区は、池田湖、開聞岳及び長崎鼻等、阿多カルデラに起因する様々な火山景観があり、温泉保養及び風景観賞等の観光利用が盛んである。

佐多地区は本土最南端の佐多岬と雄川の滝が主に利用されており、亜熱帯性植物と海岸の勇壮な断崖景観は第一級で、海岸探勝、風景探勝の観光地として親しまれている。海域公園地区では、サンゴ群集特有の色彩豊かな多種多様な魚類を楽しむ利用も行われている。

（2） 指宿地区・佐多地区（阿多カルデラ）の保全方針

① 地域のランドマークである開聞岳とそこからの展望を保全する。

開聞岳はその見事な円錐形の山容から薩摩富士とも呼ばれ、「日本百名山」に選ばれており、多くの登山客が訪れる。薩摩半島の最南端付近にあるため海上交通における大事な目印とされ、また、枚聞神社の神体として山岳信仰の対象となっている。噴火の際、溶岩が押し流されてできた海岸部のねじれた縄状の溶岩「縄状玄武岩」は、鹿児島県の天然記念物に指定されている。海浜部ではクロマツや亜熱帯の植物から照葉樹等の森林景観を見ることができ、山頂に溶岩円頂丘を乗せる溶岩景観と森林景観の優れた地域である。

開聞岳特有の溶岩景観と豊かな森林を保全し、登山道及び錦江湾を見渡す展望地が維

持されるよう、関係機関等が協力し適切に管理する。

② 錦江湾を展望する辻岳の登山道を適切に維持管理する。

大隅半島南部に位置する辻岳は、身近な登山コースとして利用されており、山頂からは錦江湾を一望できる。辻岳から野首岳に連なる稜線部には、スダジイ及びアカガシを主とした良好な常緑広葉樹林が見られ、花崗岩の断崖からなる阿多カルデラの外輪山などの貴重な地形を有している。また、各種渡り鳥の中継地となっている。

登山道、錦江湾を見渡す展望地及びその景観が維持されるよう、関係機関等が協力し適切に管理する。

③ 本土最南端である佐多岬から北に続く海岸景観と野生動植物を適切に保全・管理する。

佐多岬は海岸の断崖景観と本土最南端の気候条件から多くの熱帯性や亜熱帯性植物が群落を成しており、国の天然記念物であるソテツの自生地が見られる。また、佐多岬から伊座敷までの海食崖、そこから北に続く阿多カルデラ壁の残存地形など、特色ある地形に加え、ヘゴの自生北限地など、南九州の気候を示す特徴的な植生が分布している。

海域については、河川の流入がなく透明度は極めて良好で、イシサンゴ類やその他の着生動物が豊富であり、本格的なサンゴ群落の景観やサンゴ礁特有の色彩豊かな多種多様な魚類が生息している。

これらの景観及び生物多様性を保全する。現海域景観の保護にも努め、オニヒトデによるサンゴ食害には速やかに対処する。

④ 阿多カルデラの陥没から取り残された地形が残る赤水鼻・竹山の地形と野生動植物を適切に保全する。

阿多カルデラの陥没から取り残された垂直に近い岸壁の火山岩尖（竹山）や、黒曜石を含む溶岩（赤水鼻）等の地質・地形や、国の特別天然記念物であるソテツの自生北限地が見られる場所である。

火山活動による特異な景観が維持されるよう、関係機関等が協力し適切に管理する。

⑤ 知林ヶ島の砂州を含む海岸景観と野生動植物を適切に保全する。

知林ヶ島は、中潮及び大潮の干潮時には、全国的にも珍しい陸繋砂州で田良岬と繋がる、環境省の認定する「かおり風景 100 選」にも選ばれた貴重な島である。同時に阿多カルデラの一部である指宿カルデラの外輪山で、干潮時には砂州を歩いて島へと渡ることができる、市民や観光客に人気の場所である。また、砂むし温泉で知られる摺ヶ浜から知林ヶ島までの海岸線は、阿多カルデラの辺縁部にあたる魚見岳から一望することができる。また、この地域は海浜植生と低地湿原が発達しており、ひょうたん池にはベッコウトンボが生息している。

現景観や動植物の生息生育環境の保全に努める。

⑥ 池田湖や鰻池で見られる生き物の生息環境を保全し、将来へ継承する。

火山活動により形成された池田湖及び鰻池では、準絶滅危惧種に選定されているチュウサギを始め約 50 種の野鳥が見られ、昆虫ではベニトンボの貴重な生息地となっている。

これら貴重な野生動植物及びその生息環境を保全し、地域の財産として次の世代に継承する。また、外来種を適正に管理し、固有種の減少防止に努める。

⑦ 雄川の滝とその下流の渓谷の景観を保全する。

雄川の滝は、エメラルドグリーンの滝壺と幾何学模様の岩肌のコントラストが美しく、観光客が増加している。滝に至る渓谷においては、澄んだ色の淵やオオタニワタリの群生、柱状節理の断崖も見どころとなっているほか、河床には希少なカワゴロモが生息している。雄川の滝とその下流の渓谷の景観を保全する。

3. 地域の美化（4 地区共通）

（1） 美化清掃活動

各市町において関係団体の協力を得て実施しているが、海岸線の清掃が広範囲であるため十分行き届かない状態である。今後は各市町が協力して一斉に海岸線の清掃ができる体制づくりに努めるものとし、指宿地区においては、パークボランティアの活用を図る。

また、ゴミの持ち帰り運動を推進するなど、美化意識の普及啓発を図っていく。

（2） 海岸漂着ゴミへの対応

本国立公園では、各地の海岸に大量のゴミが漂着しており、海岸線を含む海域景観は本国立公園の重要な構成要素であることから、利用上の支障を踏まえて適切な清掃活動を推進する。

各海岸では行政、住民等による海岸漂着ゴミの清掃が行われているが、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっている。これらの課題に対し、行政と住民等が一体となり、各地域の実情に即した持続可能な体制づくり及び海岸漂着物地域対策推進法による補助金等を活用した効率的な費用負担方法の検討、実現を目指す。

第6 適正な公園利用の推進に関する事項

1. 利用の特性を踏まえた利用方針

奥錦江湾地区においては、カルデラ壁から桜島地区と一体となった錦江湾の海域カルデラ景観の眺望、干潟や岩礁における自然観察や海水浴、釣りを中心とした水辺の自然体験利用が主要な利用形態となっている。磯、寺山、重富海岸等の園地を中心に、奥錦江湾地区の美しい風景の観賞や自然観察等を促進する。

桜島地区においては、鹿児島市を利用拠点にフェリーを利用して桜島を訪れる利用が大部分を占めている。活発な火山活動が継続しているものの、湯之平、有村、黒神等においては桜島の火山活動の眺望、袴腰を中心とした地域では火山活動を体験するエコツアープログラムの展開や、海域においてはシーカヤック、ダイビング等の利用も盛んになってきている。桜島・錦江湾ジオパークとも連携しつつ、桜島の火山活動や溶岩流の探勝、海域における自然体験等を一層満喫できるよう、自然体験プログラムの開発や人材育成も含めて利用環境づくりを推進する。

指宿地区においては、新型コロナウイルスの感染拡大前までは九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い観光客が増加傾向にあり、指宿温泉、池田湖、開聞岳及び長崎鼻など従来からの観光拠点における温泉保養や風景鑑賞利用に加え、陸繋島で中潮及び大潮の干潮時に渡島ができる知林ヶ島の自然体験利用や、九州自然歩道を活用した散策利用も増加し、火山、温泉、湖沼、海岸等変化に富んだ景観と亜熱帯性の気候と植生から醸しだされる南国の明るい雰囲気을求めての通年型利用がなされている。指宿地区の美しい自然を満喫できる利用環境づくりを推進し、利用の促進を図る。

佐多地区においては本土最南端の佐多岬及び雄川の滝が主に利用されており、亜熱帯性植物と黒潮が洗う海岸の勇壮な断崖景観は第一級で、海岸探勝、風景探勝の適地であり、海域公園地区においては半潜水型の水中展望船による海域公園の海中景観探勝の利用が行われている実態を踏まえ、マリンスポーツなども含めた海辺のレクリエーション利用の充実を図る。

さらに、体験メニューを提供する人材の養成、情報発信、利用拠点の景観形成など、より積極的な観光案内の機能強化と利用環境づくりに取組つつ、増加する観光客や、現在の観光ニーズに対応した利用形態を十分考慮し、遊歩道や展望箇所・案内所などの適切な維持管理によって、佐多岬としての利用を促進する。また、地域住民・事業者・行政機関等が連携し、当地域の魅力を発信する。

当地区においては、佐多岬に至る有料道路が無料化されたこと、佐多岬の展望台・駐車場等の再整備が進んだこと、新たに国立公園に編入された雄川の滝がテレビドラマ等で脚光を浴びたこともあり、新型コロナウイルスの感染拡大前までは利用者数は増加傾向にある。

錦江湾地域全体としては、これまでの桜島、指宿、佐多地区が団体周遊型観光の興味地点として観光を牽引してきたが、九州新幹線鹿児島ルート全線開業により全体的に利用

者数が増加傾向にあること、訪日外国人旅行者の割合が増加傾向にあること、また、観光ニーズが「どこへ行くか」から「何をするか」など「知識欲探求型」に変化していること、さらには桜島地区・奥錦江湾地区が「桜島・錦江湾ジオパーク」として日本ジオパークに認定されたことなども受け、錦江湾が有する特異な地形地質や生態系、そこに育まれた文化や暮らしなどを適切に情報発信することによって、我が国随一の海域カルデラ地形の探勝、陸と海（錦江湾）との関係、これらを体験できる自然体験型プログラムの展開などが期待される。

2. 利用マナーと利用の適正化の取組

国立公園の自然を守り、訪れる利用者全員が快適に利用することができるよう、利用のルールについて関係者間で共通認識を持ち、多言語での情報発信等を通じて海外からも含めて利用者への理解を求め、適正な利用を推進する。そのための方法及び共有すべき基本的なルールについて、下記のとおり定めるとともに、必要に応じて地域ごとに適したルール等について関係者間で検討する。また、これらの内容については各関係者において可能な手法での普及啓発活動を行うとともに、適宜巡視等を行う。

（1）登山道の利用

- ① 登山道を歩く際は、登山道の荒廃を防ぐため道を外れて歩かないこと。
- ② ストックを利用する場合は、登山道の荒廃を防ぐため、先端（石突き）にキャップをつけて使用し、登山道から外れた位置を突かないこと。
- ③ 登山道管理者及び関係者は、動植物、土石の採取禁止について利用者への周知を図ること。
- ④ トレイルランニング大会の実施にあたっては、大会開催者及び参加者は、「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け環自国発第 1503313 号）の他、下記の内容を遵守する。なお、個人として行うトレイルランニングは含めない。

ア 連絡調整

大会等が開催される際には、大会開催計画者から得たコース区間、開催日時、開催方法等に係る情報について関係機関（環境省、地元自治体、その他の行政機関、歩道管理者、土地所有者等）の間で十分な情報共有及び連絡調整を図り、連携した対応を行う。

大会開催計画者は、配慮事項を盛り込んだ企画書を九州地方環境事務所へ提出し、九州地方環境事務所は内容について確認し、関係者と調整した上で必要な指導等を行う。また、大会開催後、参加者や応援者によるゴミの投棄や登山道の著しい荒廃等が見られた場合は、大会開催者は関係機関と共同で調査を実施し、関係機関の指導のもと適切に復旧を行う計画とすること。

九州地方環境事務所は、大会の開催が自然環境などに与える影響について必要に応じてモニタリングを実施するよう、大会開催者へ指導を行う。

イ コース設定

開聞岳上部、辻岳稜線等の特別保護地区に指定されている生物多様性・景観保護上、利用上重要な地域を避ける。その他、地形や地質の要因によって脆弱な登山道区間や貴重な植生が見られる区間を避ける。

ウ 開催期間

一般利用者の多いルートの混雑期（大型連休、お盆前後、御来光登山利用が多い年末年始等）については、一般利用者への影響が特に懸念されることから、原則として大会を開催しない。

エ 大会開催にあたっての大会開催者が執り行う事項

大会の開催内容について地元住民及び一般利用者に対し広く周知する。

参加者及び応援者が遵守すべきルールを設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保するよう指導する。

開催規模や方法が他の登山者に対して危険性や不快の念を与えないよう十分配慮する。

参加者や応援者に対して事前に植生への踏み込みやゴミの投棄の禁止、登山者への配慮事項等、自然保護やマナーに関する留意事項について周知徹底する。

(2) ペットの連れ込み

- ① 開聞岳、辻岳等の山岳部では、大型野生動物との衝突や自然環境・他の公園利用者への影響を考慮し、ペットは連れ込まない。
- ② その他地域においては、他の利用者への迷惑（噛付く、吠える）及び、大型野生動物との衝突及び反撃による公園利用者への被害を避けるため、ペットを持ち込む際は必ずリードにつなぐこととする。
- ③ 各自治体又は九州地方環境事務所は、必要に応じて地域の関係者が自主ルールを検討する機会を設け、自主ルールの設定に努めるものとする。

(3) 水上バイク等の利用

各自治体又は九州地方環境事務所は、必要に応じて地域の関係者が協議し水上バイクやモーターボート等を利用する際のエリア設定や利用時間等の自主ルールを検討する機会を設け、自主ルールの設定に努めるものとする。

(4) ゴミの持ち帰り

土地所有者、施設管理者及び国立公園関係者（以下「関係者等」とする）は、公園利用者へゴミ持ち帰りの徹底を積極的に周知する。

(5) 釣り利用

- ① 利用環境・景観の保全とゴミの誤飲や釣り糸の巻き付き等による野生動物への被害を防ぐため、海岸及びその周辺や沖合に、釣り糸やエサ等のゴミを捨てず、必ず持ち帰り適切に処理する。
- ② 関係者等は、釣り利用者等へゴミ持ち帰りの徹底を積極的に周知する。

(6) イベント開催に伴うゴミの適正処理

- ① 国立公園内で開催するイベントの主催者は、当地が我が国を代表する傑出した自然の風景地であり、国民共有の財産である国立公園であることを認識し、ゴミの放置を絶対に行わないよう参加者にその旨を呼びかけるとともに、イベント終了後には必ず清掃活動を行うこと。
- ② 関係者等は、イベント主催者及び参加者らに対し、①について徹底して周知し、その普及・啓発に努めるものとする。

(7) 野生動物への接近

関係者等は、野生動物への餌付け及び接近は、生物多様性への悪影響及び人的被害が起こる可能性を考慮し、行わないよう指導する。

(8) 情報発信

国立公園の適正な利用のルールやマナーについて、インターネット、広報誌など、関係者等が可能な手段において情報発信を行い、その普及・啓発に努める。

3. 利用の推進

2の利用マナー等を遵守した上で、1の利用の特性を踏まえた利用の推進を図る。

また、平成28年から開始された国立公園満喫プロジェクトにおいて策定された「霧島錦江湾国立公園ステップアッププログラム2025」（後継のプログラムを含む）を本管理運営計画に基づく行動計画として位置づけ、新型コロナウイルスの感染拡大状況及び地域の実情を踏まえてターゲットとなる国内利用者又は訪日外国人といった多様な利用者のニーズに対応した、世界水準の魅力ある国立公園を目指し、関係者等が連携して、展望地の整備や利用環境の改善、自然体験型プログラムの充実、情報発信等に取り組んでいくこととする。

4. 利用者の指導

(1) 自然に親しむ運動

錦江湾地域は、変化に富んだ長い海岸線、「生きた火山の標本」と呼ばれている桜島、

断層崖やカルデラ湖等の特色ある火山地形、亜熱帯性植物、温泉等、多様な自然資源がみられ、これらの資源を活用した自然に親しむ運動等を展開し、より積極的に自然とふれあえる公園利用を推進していく必要がある。

このため、各利用拠点における自然に親しむプログラムの開発と自然の案内、解説を行う人材を養成することが肝要であることから、平成6年度に「鹿児島地区パークボランティア」を発足したところである。

今後は、鹿児島地区パークボランティアの活動を充実していくとともに、人材の育成や活動を推進していくものとする。

本地域の自然を活用した自然に親しむ運動を、県、関係市町及び（一財）休暇村協会など関係機関と協力して、桜島ビジターセンター、重富海岸自然ふれあい館などの利用拠点を中心として積極的に推進していくものとする。

（２） 自然公園指導員

自然公園指導員は、公園内において公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等に必要な助言及び指導を行うとともに、環境省及び鹿児島県が必要とする情報の収集及び提供を行うものとする。

（３） ガイドの育成

各利用拠点などで活動する現地ガイドは、地域ごとの活動主体が必要に応じて関係機関の連携により育成することとする。

（４） エコツーリズムの推進

錦江湾地域の利用形態の多様化を図るため、事業主体者は各地域における自然環境や生活文化などの観光資源を活かしたエコツーリズムの推進を図る。また、必要に応じてエコツーリズム推進法による地域協議会の設置や全体構想の作成を行い、国による認定制度を活用する。

（５） 子供向け環境教育関係

地域の自然を残していくためには、次の世代を担う子供たちが地域の自然を深く理解することが基本である。このため、関係機関は子どもたちに向けた地域の自然に関する環境教育を、案内施設やイベント開催の機会などを捉え、必要に応じて自然の解説を行うガイド等の協力を得て、積極的に実施する。

（６） ビジターセンター等

霧島地域も含めた霧島錦江湾国立公園内には、環境省直轄施設であるえびのエコミュージアムセンター、重富海岸自然ふれあい館と、鹿児島県により整備されている、桜島ビ

ジターセンター、高千穂河原ビジターセンターの4つの展示・案内等の施設があり、それぞれの施設が地域特性を生かし、工夫された展示案内や解説が行われている。加えて、最近ではそれぞれの施設が協力して調査やエコツアーを行うなど、国立公園内の施設間の連携が積極的に行われている。

今後も、各施設が地域の自治体や観光協会などの団体と連携し、これらの取組の情報発信に努める。また、各施設が連携して国立公園の紹介やイベントの企画実施、利用者に向けての解説の充実が図れるように、展示施設間のネットワーク構築を検討していく。

他方、「持続可能な開発のための教育（E S D）」を推進するために環境省と文部科学省が進めているE S D推進ネットワークの構築の一環として、E P O九州（九州地方環境パートナーシップオフィス）が九州内の環境教育関連施設のネットワーク化に取り組んでいる。国立公園内にあるビジターセンター等は、来館者や地域の方々に自然資源等を紹介する過程を通じた環境教育の実践に取り組んでいる環境学習施設に他ならないことから、同ネットワーク内での自然環境分野での重要な主体としての役割を期待されている。これらを踏まえ、ビジターセンター等施設はE P O九州と連携をとり、E S D推進ネットワークの構築に取り組む。

（7）パンフレット類の作成

公園利用者が自然景観地の周遊利用や歩道利用、海のレクリエーション利用等に活用できるものや、当該地域の自然、歴史、文化等内容の充実したガイドマップ類を、関係機関で協力して作成していく。

（8）安全対策等

歩道や園地等においては施設管理者及び関係機関が協力して施設の破損や頭上の危険木等の危険箇所の把握・点検を定期的に行い、必要に応じて施設の修繕、危険要素の除去、注意標識や防護柵等を設置するなどのハード面の対応の他、施設管理者等、自然公園指導員などによる情報収集・発信などのソフト面によるきめ細かな対応を実施し、利用者の安全確保に努める。

なお、桜島地区の溶岩原や土石流堆積地への立ち入りについては、転落や滑落等危機性が高いため、公園利用者の立ち入りを規制する標識設置等の対策を、関係機関で検討することとする。

第7 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び特別保護地区

自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国448-1号、環自国448-2号、環自国448-3号）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定以降開発された新工法については、この取扱いに関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<審査基準> ア 工事等で発生した残土は国立公園区域外に搬出すること。ただし、必要な範囲内で行為敷地内における敷均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 イ 緑化で使用する植物は、在来緑化植物のうち地域性系統の植物又はその種子を使用すること。具体的には、地域性種苗利用工、自然侵入促進工又は表土利用工を基本とし、特に地表を改変する場合は、極力表土を保存し活用する表土利用工を検討すること。ただし、災害復旧・防災のために地域性系統の植物又はその種子の使用が困難と認められる場合にあっては、それ以外の植物を使用することについて個別に判断する。 ウ 工作物はその用途に応じた適正な規模とする。 <配慮を求める事項> 緑化は、「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月自然環境局）」に沿って行う。
建築物	<審査基準> ア 屋根のデザインは、切妻、寄棟等の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根ではないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上とする。ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根が困難と認められる場合、車庫、倉庫等小規模な建築物である場合はこの限りではない。 イ 屋根の色彩は、壁面の色に調和した茶色系、黒灰色又は暗緑色とし、壁面の色彩は茶色系、灰色系、褐色系（ベージュ色含む。）又はクリー

	ム色系とする。 ウ 擁壁等は、自然石、木材等の自然材料を用いるか(表面仕上げを含む)、自然材料を模した表面仕上げ等とする。ただし、公園利用施設から望見されない位置にあるものについてはこの限りでない。 エ 灯台や園芸用温室、学校等の特殊な建築物については、アからウまでは適用しない。 ＜配慮を求める事項＞ ア 公園事業道路等に面する敷地境界に塀・柵等を設ける場合には、極力、生垣、石積等によるものとする。 イ 付帯の建築設備等については、公園利用施設から極力望見されない位置に設置するものとする。 ＜その他＞ 国道 10 号は、施行規則第 11 条第 4 項第 9 号に規定する「公園事業道路等」として取り扱う。
道路（車道）	＜審査基準＞ ア ロックフェンス及びロックネットの色彩は焦げ茶色又は灰色とする。 イ 車両用防護柵は、ガードロープ又はガードパイプ等の風致景観への配慮及び眺望確保に配慮したものとし、ガードレールを設置する場合は安全確保上必要最小限の範囲に限るものとする。色彩は焦げ茶色又は灰色とする。 ウ 法面擁壁は、自然石、木材等の自然材料を用いるか（表面仕上げを含む）、自然材料を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用施設から望見されない位置にあるものについてはこの限りでない。 エ 橋梁のデザインは簡素なものとし、色彩は明度の高いものを避ける。 オ 法面を緑化する場合は、「全行為共通 審査基準イ及び配慮を求める事項」の方法により緑化する。法枠工等を使用する場合の枠内部の緑化も同様とする。ただし、通常の緑化工では法面の崩壊を防止できないためにやむを得ずモルタル吹付けとする場合はこの限りではない。この場合にあっては、モルタルに顔料を混入して明度を落とすなど周辺の風致景観に配慮した色彩とする。 カ トンネル抗口で擁壁等を使用する場合は、自然石、木材等自然材料を用いるか（表面仕上げを含む）、自然材料を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用施設から望見されない位置にあるものについてはこの限りでない。 キ 一般に供用されていない道路であり、かつ公園利用施設から望見されない道路については、オ以外は適用しない。

	<配慮を求める事項> 道路の整備にあたっては、海面の埋立てや山側の地形改変を必要最小限とするなど、自然環境の保全に留意する。
風力発電施設	<基本方針> 「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日環自国発第 1303291 号）及び「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」（平成 22 年 4 月鹿児島県作成）に沿った計画とする。 <審査基準> 色彩は、灰色を基調とする。
太陽光発電施設	<基本方針> 大規模太陽光発電施設は、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方（平成 27 年 2 月自然環境局）」に沿った計画とする。 <審査基準> ア 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、色彩は黒色、暗灰色又は濃紺色とする。太陽光パネルのフレーム、架台は焦げ茶色とする。ただし、公園利用施設から望見されない場合はこの限りではない。 イ パワーコンディショナー等の関連施設やフェンス等の付帯施設は、焦げ茶色とすること。ただし、公園利用施設から望見されない場合はこの限りではない。 ウ 公園利用施設から太陽光発電施設が視認できる場合には、植栽等により遮蔽措置を講じる。 エ 建築物の屋根等に太陽光発電施設を設置する場合は、イ及びウは適用しない。 <その他> 国道 10 号は、施行規則第 11 条第 4 項第 9 号に規定する、「公園事業道路等」として扱う。
電柱、送電鉄塔	<審査基準> ア 色彩は、素材色（木材又はコンクリートの場合に限る）、焦げ茶色、灰色等周辺の風致景観と調和する明度を落としたものとする。 イ 高さ及び本数は、必要最小限とする。 <配慮を求める事項> 電柱の本数を最小限とするため、電力線と電話線が同一箇所にある場合は、極力電力線と電話線の共架方式とする。
通信施設(携	<審査基準>

帯電話鉄塔、アンテナ等)	色彩は、焦げ茶色又は灰色とする。ただし、既存工作物に付帯させる場合は、既存工作物の色彩及び風致景観と調和する明度を落としたものとする。 <配慮を求める事項> ア 通信施設の乱立を避けるため、可能な限り既存工作物への設置や共同設置とする。 イ アンテナ等（配線設備を含む。）を既存施設に付帯させる場合は、既存工作物の高さ（避雷針及び煙突を除く。）を超えないものとする。	
堰堤等（砂防・治山施設）	桜島地区	<審査基準> 公園利用施設から望見される位置にある堰堤等の表面仕上げについては、表面擬石仕上げ又は表面自然石仕上げとする。ただし、表面仕上げの有無で風致景観に差異が生じない距離にあるもので、周囲の風致景観と調和のとれた色彩のものについてはこの限りでない。また、コンクリート工法以外の工法を採用する場合は、風致景観への配慮事項を個別に判断する。 <配慮を求める事項> 桜島の火山地形等の特性に十分配慮したものとする。
	全域（桜島地区を除く）	<審査基準> ア 公園利用施設から望見される位置にある堰堤等の表面仕上げについては、表面丸太仕上げ、表面擬石仕上げ又は表面自然石仕上げとする。ただし、表面仕上げの有無で風致景観に差異が生じない距離にあるもので、周囲の風致景観と調和のとれた色彩のものについてはこの限りでない。また、コンクリート工法以外の工法を採用する場合は、風致景観への配慮事項を個別に判断する。 イ 主要な公園利用施設から望見される位置での砂防及び治山等の整備規模は最小限とする。 <配慮を求める事項> ア 堰堤等の設置にあたって、設置予定地付近で魚類その他の水棲生物の遡上降下が見られる場合は、設置後もこれが可能な構造とし、その機能が維持されるような管理を行う。ただし、防災機能上そのような構造が不可能な場合は除く。 イ 水路等の設置に当たっては、護岸、河床ともに、水棲生物の生育環境に配慮した工法とする。
漁港・港湾施	<審査基準>	

設・海岸保全 施設	ア 自然海岸、海水浴利用が盛んな地域及び主要な公園利用地点から望見される位置での整備規模は最小限とする。 イ 海岸保全施設においては、現に災害を受けている又は災害のおそれ大きい場合であって、他の方法では防災目的を達成することができない場合に実施する。 ウ 防潮堤、防波堤等の表面は擬石仕上げなど風致景観と調和した工法及び色彩とする。ただし、公園利用施設から望見されない位置にあるものについてはこの限りでない。
その他工作 物	<審査基準> 自動販売機は、単独では設置せず、施設内や建築物の壁面に沿って設置することにより屋根の底内に収める。ただし、修景措置として、自動販売機に勾配屋根や壁を設ける場合はこの限りではない。また、周辺環境と調和するように、色彩は焦げ茶やベージュ等の茶色系統又は建築物壁面と同一系統とする、若しくは化粧板を使用する。 <配慮を求める事項> ア 施行規則第 11 条第 14 項に該当する園芸等施設（ビニールハウス）の設置にあたっては、公園利用施設からの見え方に配慮し、場所の選定を行う。また、主要道路等の方向に植栽を行うこととする。 イ 自然景観や周辺施設の大規模なライトアップは、動植物等を含む生態系へ影響を及ぼすとともに、自然環境の静寂な状態を損なうなど、周辺の風致景観に著しい支障を及ぼすことから設置に当たっては配慮する。 ウ 照明施設（建築物や道路に付随する照明を含む）の設置にあたっては、上方光束比も含め、「光害対策ガイドライン」（環境省 平成 18 年 12 月）に沿った計画とする。
木竹の伐採	<基本方針> 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号）」及び「同（国立公園内の国有林施行に関する協議内容の了解事項）（昭和 48 年 8 月 15 日環自企第 516 号）」を基本として、地域の風致景観に配慮した施業とすること。 <配慮を求める事項> ア 風致景観の維持への支障を軽減するため、主要道路沿線から 20m 以内において、郷土樹種が生育している場合は樹木を残存させる、人工林である場合は伐採後に郷土樹種を植栽する等、風致景観の保護に配慮した施業を行うこととする。 イ 風致景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致景観上価値の

	ある木は可能な限り残存させる。 <その他> 主要な展望地や道路脇の展望地等において眺望を確保するために行う伐採は、行為地の自然環境の状況（火山遷移や貴重な植生等）、眺望対象、眺望方向を考慮することを前提として、自然公園法施行規則第11条第15項第4号に定める許可基準（風致の維持のために行われるもの）に該当するものとして取り扱う。
土石の採取	<審査基準> ア 桜島における採取跡地は、桜島の火山灰等により埋め戻すとともに整地し、原則として、「全行為共通 審査基準イ及び配慮を求める事項」の方法により緑化する。ただし、通常の緑化工では法面の崩壊を防止できない場合や、防災上困難な場合はこの限りではない。 イ 地熱発電を前提とした行為については、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（令和3年9月30日付け環自国発第2109301号）によるものとする。
広告物等	<審査基準> ア 本体に使用する材料は、木材や石材等の自然材料とする。ただし、耐久性等に問題がある等の場合はこの限りではない。 イ 色彩は、焦げ茶色、暗緑色又は自然素材色の地に白色文字又は黒色文字とする。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いもの、写真、地図、マーク等を使用する場合はこの限りではない。 ウ 彫刻美術品等を、装飾の目的で道路沿線、園地、広場等公園利用者の目に触れる場所に設置しない。ただし、地方公共団体又は公的機関が、当該地と密接な関係をもつ歴史上の人物の記念像等を設置するような場合に限り、施行規則第11条第21項第3号に該当するものとして審査の対象とする。 エ 遭難碑、慰霊碑等私的なものは設置しない。 オ 地域住民が信仰等の目的で設置する地蔵尊、道祖神等については、施行規則第11条第21項第3号に該当するものとして審査の対象とする。 カ 文学碑等の設置場所は、当該地と密接な関係をもつ場所であって、当該地及び周辺の風致景観に違和感を与えない場所を選定する。 <配慮を求める事項> ア 目的を達成する範囲で最小限に留め、風致景観上支障の少ない位置及び方法とする。また、設置者を明記し、老朽化、破損した場合は撤去、補修する等適切に管理する。案内板等標識類が乱立している場合は、整理統合し、デザイン、色彩、形態等を統一する。

	イ 電柱、電話柱等への掲出又は表示は、設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められないため、行わないよう配慮する。ただし、国立公園の保護又は利用に資するもの、安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 ウ 商標広告及び社名広告（いわゆる野立て看板等）は極力設置しないよう配慮する。
植 物 の 採 取 ・ 動 物 の 捕 獲	< 審査基準 > 採取・捕獲する量は、当該動植物の保護を図るため、生育又は生息状況に応じて必要最小限とする。 < 配慮を求める事項 > 採取又は捕獲の時期及び場所は、利用者への配慮として公園利用者の多い時期及び場所での採取又は捕獲を避ける。

（２） 普通地域

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703283 号）によるほか、(1)特別地域及び特別保護地区の取扱方針（規模に関するものを除く。）を参考にするとともに、風景の保護上適切に配慮する。

2. 公園事業取扱方針

公園事業決定内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和４年４月１日付け環自国発第 22040111 号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定以降開発された新工法については、この取扱いに関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

なお、取扱方針に適合しない既存施設については、改築時に統一するよう指導を行うものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
全事業共通	<基本方針> 国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供する。 良好な自然環境内に立地していることを踏まえて、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努める。 公園の利用施設（付帯施設を含む。）の再整備・改修にあたっては、風致景観の保全及び安全性の確保に配慮しつつ、ユニバーサルデザイン、地球温暖化対策や「第５風致景観及び自然環境の保全に関する事項」で抽出された保全対象に配慮したものとする。 <施設の基準> ア 「第７ １．（１）」の全行為共通の取扱方針と同様とする。 イ 建築物の外部意匠、色彩等については、「第７ １．（１）」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、既存建築物の改築又は増築にあつてはこの限りではない。 ウ 歩道事業、園地事業及び野営場事業を除く事業の広告物は、「第７．１．（１）」の広告物等の取扱方針と同様とする。 エ 歩道事業、園地事業及び野営場事業の広告物は、乱立を避け計画的な整備を図るとともに、デザインは「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）における第 3 部第 7 章公共標識（サイン類）に沿ったものとする。 <管理方針> ア 周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するとともに、老朽化して危険又は不要な工作物を撤去するなど、管理運営には特別の配慮を払うこと。 イ 利用者が安全で快適に利用できるよう、それぞれの事業執行者が適切な管理に努める。
道路（車道）	<基本方針>

	公園利用者の快適性及び安全性を確保するため、現道の線形改良、拡幅整備、防災工事等を進めるものとするが、周辺の風致又は景観と調和するよう留意する。 <施設の基準> ア 曲線半径等の線形、道路の縦断勾配等は、可能な限り現地形に順応させることなどにより、自然環境へ与える影響を必要最小限とする。 イ 「第7 1. (1)」の道路（車道）の取扱方針と同様とする。 <管理方針> 車道脇の展望地等においては、展望の確保のため、必要に応じて、木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的に実施する。
道路（歩道）	<基本方針> ア 公園利用を促進するための基幹的な施設であり、自然探勝や自然とのふれあいの促進に配慮し、登山道、長距離自然歩道、その他の自然探勝歩道等、当該歩道の位置づけに応じた適切な水準の整備を行う。 イ 利用を促進するため誘導標、案内板及び解説板の整備を図る。 ウ 訪日外国人の利用が見込まれる施設においては、必要な言語による表示・案内を図る。 エ 歩道以外への立入りにより、動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵の設置等、適切な措置を講じる。 <管理方針> ア 歩道脇の展望地等においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施する。 イ 既設の歩道については、自然探勝等の利用を促進するため改修等利用しやすいよう必要な再整備に努める。標識類は、補修や更新などの適正な維持管理に努める。
宿舎	<基本方針> 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和した落ち着いた外観と雰囲気を持った宿舎、地域資源を活用した情報発信や自然探勝を行うことができる魅力ある宿舎の整備を行う。また、施設の周辺には、原則として現地産樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。 <施設の基準>

	ア 主要な公園利用施設からの眺望に支障が少なく、周辺の景観や施設と調和のとれた高さとすること。 イ 陸屋根である既存建築物の増改築の場合であって、全事業共通事項記載の勾配屋根とすることが困難と認められる場合については、傾斜パラペットを設けるなど、勾配屋根があるように見えるデザインとする。 ウ 駐車場は、施設の収容力に応じた適正な規模とする。 エ 公園事業道路等に面する敷地境界に塀・柵等を設ける場合は、生垣、石積等とする。 オ 擁壁等は、自然石、木材等の自然材料を用いるか（表面仕上げを含む）、自然材料を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から望見されない位置にあるものについてはこの限りでない。 カ 門柱、照明灯等は、周辺の雰囲気乱さないような、地域で古くから使われている落ち着いたデザインとする他、色彩は自然材料の素材色、焦げ茶色、灰色とする。 キ 施設の周辺は、原則として全事業共通 施設の基準アにより緑化する。
園地	<基本方針> ア 公園利用の拠点となる重要な施設で、自然探勝、展望、休憩、野外レクリエーション等多様な利用に供するよう地域の特性を生かすとともに、風致景観と調和したデザイン、材質及び色彩により適切な整備を図る。 イ 火山活動を起源として成立した当地域の特異な地形地質を含めた自然解説のための整備に努める。 ウ 訪日外国人の利用が見込まれる施設においては、必要な言語による表示・案内を図る。 <施設の基準> 建築物の屋上が展望スペースとしての機能を有する場合にあっては、陸屋根も認めるが、その場合においても傾斜パラペットを設ける等、外観上勾配を持たせる等の配慮をするものとする。 <管理方針> ア 園地以外への立入りにより、動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵の設置等、適切な措置を講じる。 イ 展望地においては、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向を考慮しつつ、木竹の伐採等の管理が必要となるエリアを公園事業区

	域に含め、眺望確保のための通景伐採を計画的かつ積極的に実施する。
野営場	<基本方針> 地区の自然特性を生かし、国立公園内の野営場として、快適な利用環境が確保されるとともに、風致景観と調和したデザイン、材質及び色彩により適切な施設整備及び維持管理に努める。 <管理方針> 野営場以外への立入りにより、動植物の損傷、裸地化又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵の設置等、適切な措置を講じる。
運動場	<基本方針> 運動場の設置に関しては、広大な面積を要することから、国立公園の利用及び保護に支障がないものとするため、位置の選定にあたっては十分注意する。
水泳場	<基本方針> 水泳場の設置に関しては、国立公園の利用及び保護に支障がないものとするため、既存の自然環境を生かした適切な整備に努めるとともに、利用者の安全確保に留意すること。
舟遊場	<基本方針> 舟遊場の設置に関しては、岸辺に設置されることから、国立公園の利用及び保護に支障がないものとするため、位置の選定に当たっては十分注意する。 また、ボート（カヌー、SUPを含む）は風致又は景観上支障のないように収納し、そのデザイン、色彩等についても著しく不調和となるものを避ける。スワンボートなどの機能上必要のないデザインは認めない。
駐車場	<基本方針> 駐車場の設置・拡張に関しては、広大な面積を要することから、国立公園の利用及び保護に支障がないものとするため、位置及び規模の選定にあたっては十分注意する。
博物展示施設	<基本方針> 公園利用の拠点となる施設であり、関係機関における連携を図りつつ、環境教育活動及び情報発信拠点として、多様な利用に供するよう地域の特性を生かした内容のものとする。 また、多様な公園利用者が情報収集等を目的に集まる場所であることから、通信環境の確保や多言語による情報案内を推進する。
博物館	<基本方針>

	自然、歴史、民族及び産業等に関する資料を収集し、情報発信するよう地域の特性を生かした内容のものとする。
係留施設	< 基本方針 > 係留施設の設置に関しては、岸辺に設置されることから、国立公園の利用及び保護に支障がないものとするため、位置の選定にあたっては十分に注意する。

第8 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

錦江湾地域のビジョンを実現し、本管理運営計画で定めた内容を実施していくためには、国立公園の多様な関係機関・関係者が連携し、総合的な観点から行う協働型管理運営が必要である。そのため、各地の実情に応じて、地域の関係者が以下の各項目、その他関する意見交換が必要な場合、各自治体又は九州地方環境事務所がその場を設定し、行政機関（環境省、その他必要に応じて他の国の機関、鹿児島県、基礎自治体）、民間団体、地域住民等の関係者で必要事項を協議する。

ア. 地域の自主ルール等

第8 2. に記載した各項目、その他地域ごとにルール設定が望まれる項目を必要に応じて検討する。関係者による合意が達成されて自主ルール等が設定された際には、各関係者がそれぞれの持つ手法を用いて情報発信を行い、国立公園利用者等に設定内容の積極的な周知を行う。

イ. 様々な主体が連携した情報発信

第4及び第5で述べたように、本国立公園は各地の自然資源、歴史資源等を、「我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地」として指定することによって成立しており、それぞれが地域の重要な観光等における資源でもある。これらは国、各施設の設置・管理者、立地自治体、利用者等による幅広い情報発信により、それぞれの魅力をより多くの利用者に伝えることが可能となる他、同時に国立公園としての自然資源を守ることにも繋がっていく。

これらを踏まえ、本国立公園に関わる様々な主体が、それぞれ実施可能な手法を用いて本国立公園の魅力等に関する情報発信をより広く行う。また、魅力ばかりではなく、本国立公園の資質を保全・向上させていくため、以下の情報についても同様に取り扱う。

●本国立公園のビジョン（第3参照）

●利用マナーと利用の適正化の取組（第6 2. 参照）

特に、各地域において現状の課題としてとらえられている（1）登山道の利用、（2）ペットの連れ込み、（4）ゴミの持ち帰り、（5）釣り利用、（6）イベント開催に伴うゴミの適正処理については、国立公園利用者、地域住民に強く浸透を図るため、積極的に発信する。

ウ. 施設の利用・維持管理等

老朽化したり、情報が古くなった施設、看板等は、各管理者が積極的に更新するなどし、適切な管理を行う。不必要となった施設は、廃墟化して安全面・景観面で問題となる場合もあることから、新たな適正利用方法の検討あるいは管理者による撤去を進める。特に集団施設地区や園地等の利用拠点における廃屋については、公園利用の低質化を招くこと

から、関係者が協働で施設所有者に施設の撤去・更新を求める。

複数の設置者等により同様の看板類が乱立している場所では、公園利用者・施設利用者に景観上好ましくない印象を与えることから、看板類の統一などを積極的に進める。

第9 その他及び参考資料

国有財産の管理

指宿集団施設地区内に、環境省所管地及び公共施設の国有財産がある。これらの土地及び施設の清掃等日常的維持管理は、（一財）休暇村協会の協力を得て、国立公園の施設としてふさわしい良好な管理に努めており、今後とも、きめ細かい適正な管理を行っていくものとする。

【参考資料１】 錦江湾地域管理運営計画の改訂に係る経緯

平成 24 年 3 月 16 日	公園計画の一部変更（第 3 次点検）、奥錦江湾地区の拡張、霧島 錦江湾国立公園への改称
平成 27 年 2 月 16 日	管理計画改訂意見交換会（指宿・佐多地区）
平成 27 年 2 月 24 日	管理計画改訂意見交換会（奥錦江湾地区）
平成 27 年 12 月 11 日	第 1 回管理運営計画検討会
平成 28 年 2 月 23 日	第 2 回管理運営計画検討会
平成 28 年 4 月	改訂案作成
平成 28 年 7 月	<u>国立公園満喫プロジェクトが始動</u> 霧島錦江湾国立公園が先行 8 公園の 1 つに選定される
平成 28 年 9 月	霧島錦江湾国立公園満喫プロジェクト 地域協議会設立
平成 28 年 12 月	満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2020 策定
平成 30 年 8 月 10 日	<u>公園計画の一部変更、雄川の滝地区の編入</u>
平成 31 年 2 月	景観改善分野に係る有識者ヒアリング
平成 31 年 3 月 20 日	管理計画改訂意見交換会（雄川の滝地区）
令和 3 年 1 月 18 日	第 3 回管理運営計画検討会
令和 3 年 1 月 29 日	満喫プロジェクト ステップアッププログラム 2025 策定
令和 3 年 8 月 31 日	第 4 回管理運営計画検討会
令和 4 年 3 月 8～4 月 7 日	パブリックコメント実施
令和 4 年 6 月 30 日	策定・公表

【参考資料２】基準の特例

霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例

第一条（区域の範囲）

この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|---|
| 一 黒神川A地区 | 鹿児島県鹿児島市黒神町の一部 |
| 二 黒神川B地区 | 鹿児島県鹿児島市黒神町の一部 |
| 三 黒神B地区 | 鹿児島県鹿児島市黒神町の一部 |
| 四 高免地区 | 鹿児島県鹿児島市高免町の一部 |
| 五 袴腰地区 | 鹿児島県鹿児島市桜島大字横山の一部 |
| 六 丸尾・霧島地区 | 鹿児島県始良郡牧園町内国有林鹿児島森林管理署加治木事務所六三林班から六七林班までの各一部並びに同町大字高千穂及び同郡霧島町大字田口の各一部 |

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省及び鹿児島県庁に備え付けて供覧する。

第二条（黒神川A地区及び黒神川B地区に係る基準の特例）

黒神川A地区及び黒神川B地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第十八項に規定する行為については、同項第五号中「こと」とあるのは「こと。ただし、土砂災害又は漁業被害を防止するため砂防施設内に堆積した土砂を採取するものであって、採取の規模が必要最小限と認められるものについては、この限りでない」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第三条（黒神B地区に係る基準の特例）

黒神B地区内において行われる規則第十一条第十八項に規定する行為については、同項第一号口中「自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものである」とあるのは「申請に係る土石の採取量が、現に受けている法第二十条第三項等の規定による許可に係る採取量を超えるものでない」と、同号ハ中「当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでない」とあるのは「県道から土石の採取を行う場所が望見されないよう保存緑地を確保するものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四条（高免地区に係る基準の特例）

高免地区において行われる規則第十一条第十八項に規定する行為については、同項第三号中「改変するものではない」とあるのは、「改変するものでないこと、又は平成十年三月三十一日において鹿児島県鹿児島市有村町で自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）による改正前の自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第三項の規定による許可を受けて土石の採取を行っていた者が令和七年三月三十一日までの間に行うものであり、かつ、申請に係る土石の採取量が当該

許可に係る採取量を超えないものであつて、県道から土石の採取を行う場所が望見されないよう保存緑地を確保するものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五条（袴腰地区に係る基準の特例）

袴腰地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは「次の各号（第四号、第五号及び第十号を除く。）に掲げる」と、同項第二号中「当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さ」とあるのは「当該建築物の高さ」と、同項第九号中「二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは「二十メートル以上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 2 袴腰地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項第三号中「計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて千平方メートル以上」とあるのは、「計画が明らかに」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六条（丸尾・霧島地区に係る基準の特例）

丸尾・霧島地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは「当該建築物」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と、同項第五号中「二百五十平方メートル」とあるのは「百二十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ三十パーセント以下及び九十パーセント以下」と、同項第九号中「二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは「五メートル以上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 2 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同項中「前項第一号及び第二号」とあるのは「前項第一号及び霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第五十九号）第六条第一項の規定により読み替えられた前項第三号」と、同項第二号中「次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ三十パーセント以下及び九十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「第四項第七号、第十一号及び霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第五十九号）第六条第一項の規定により読み替えられた第四項第九号」と、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあ

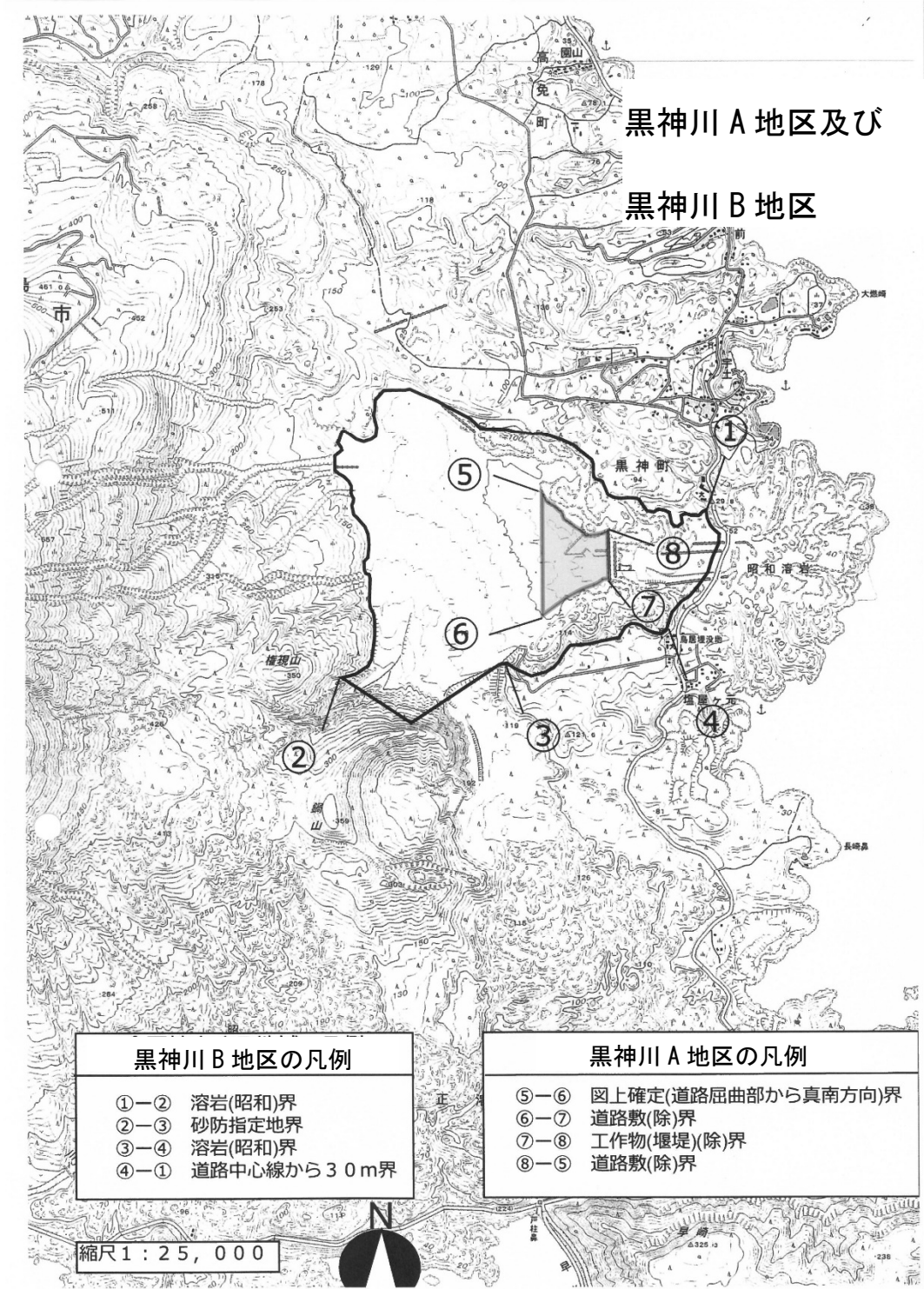
るのは「それぞれ三十パーセント以下及び九十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 4 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「五百平方メートル」と、同項第四号中「二十メートル」とあるのは「五メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 丸尾・霧島地区内において行われる規則第十一条第十四項に規定する行為については、同項第二号イ中「二十メートル」とあるのは、「五メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(参考資料) 自然公園法施行規則第 11 条 (基準部分) 引用関係整理表<黒神川 A 地区及び黒神川 B 地区>

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容
第18項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	●第 1 号	法第20条第 3 項、第21条第 3 項又は第22条第 3 項の規定による許可を受け、又は法第20条第 6 項、第21条第 6 項又は第22条第 6 項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第 2 号又は第 4 号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
			イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
			ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
			ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		●第 2 号	河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
			前号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
		●第 3 号	第 3 種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
		●第 4 号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第 1 号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
			第 1 号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。
			ロ 平成12年 4 月 1 日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
		●第 5 号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項第 1 号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
			ただし書 土砂災害又は漁業被害を防止するため砂防施設内に堆積した土砂を採取するものであつて、採取の規模が必要最小限と認められるものについては、この限りではない。
			●前項第 1 号イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
			●前項第 1 号ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
			●前項第 1 号ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

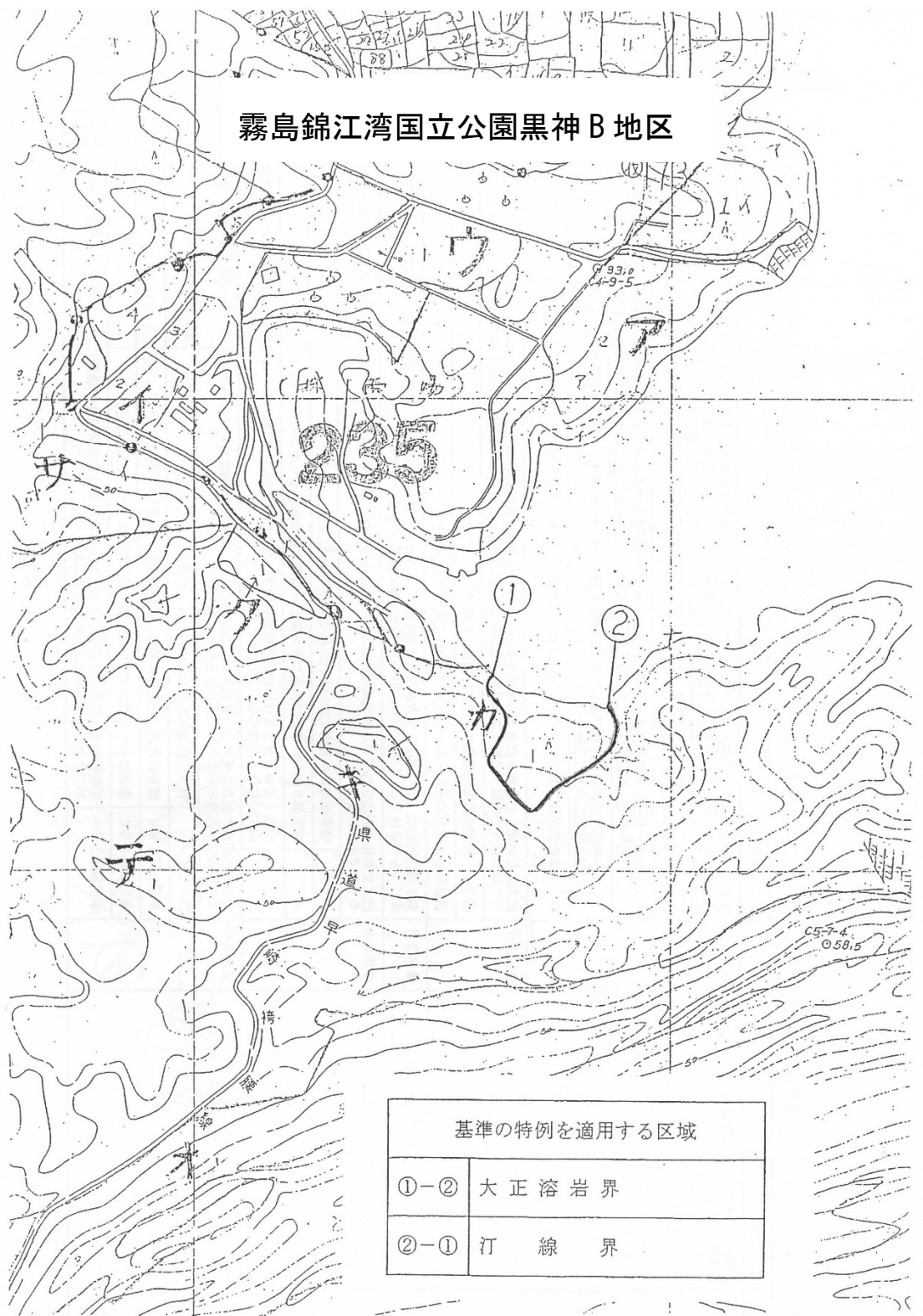


(参考資料) 自然公園法施行規則第 11 条 (基準部分) 引用関係整理表<黒神 B 地区>

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容
第18項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	●第 1 号	法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受け、又は法第20条第6項、第21条第6項又は第22条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
			イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものである申請に係る <u>土石の採取量が、現に受けている法第二十条第三項等の規定による許可に係る採取量を超えるものでないこと。</u>
			ハ <u>当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでない</u> <u>県道から土石の採取を行う場所が望見されないよう保存緑地を確保するものであること。</u>
			ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		●第 2 号	河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあっては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
			前号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
		●第 3 号	第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
		●第 4 号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
			第1号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。
			ロ 平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあっては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
		●第 5 号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、特別地域内において行われるものであつて、前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
			●前項第1号イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
			●前項第1号ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
			●前項第1号ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

霧島錦江湾国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例位置図＜黒神B地区＞

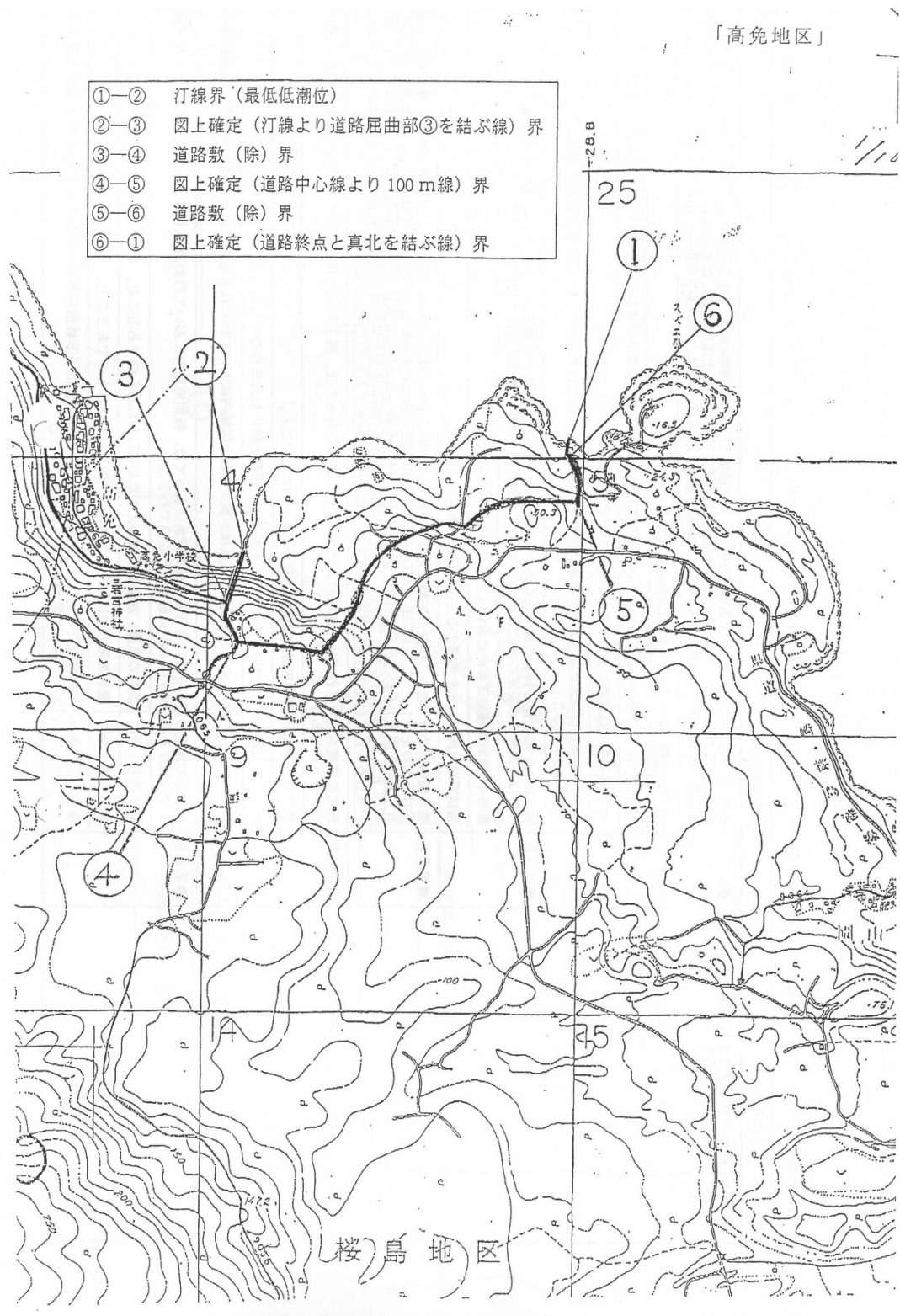


(参考資料) 自然公園法施行規則第 11 条 (基準部分) 引用関係整理表<高免地区>

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容
第18項	鉱物の掘採又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	●第1号	法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受け、又は法第20条第6項、第21条第6項又は第22条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
			イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
			ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
		●第2号	ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
			河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
			前号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
		●第3号	当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
			第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでない改変するものでないこと、又は平成十年三月三十一日において鹿児島県鹿児島市有村町で自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）による改正前の自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）第十七条第三項の規定による許可を受けて土石の採取を行っていた者が令和七年三月三十一日までの間に行うものであり、かつ、申請に係る土石の採取量が当該許可に係る採取量を超えないものであつて、県道から土石の採取を行う場所が望見されないよう保存緑地を確保するものであること。
		●第4号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
			第1号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。
			イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。
			ロ 平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
		●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項第1号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
			●前項第1号イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
			●前項第1号ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
			●前項第1号ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

霧島錦江湾国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 位置図<高免地区>



(参考資料) 自然公園法施行規則第 11 条 (基準部分) 引用関係整理表<袴腰地区>

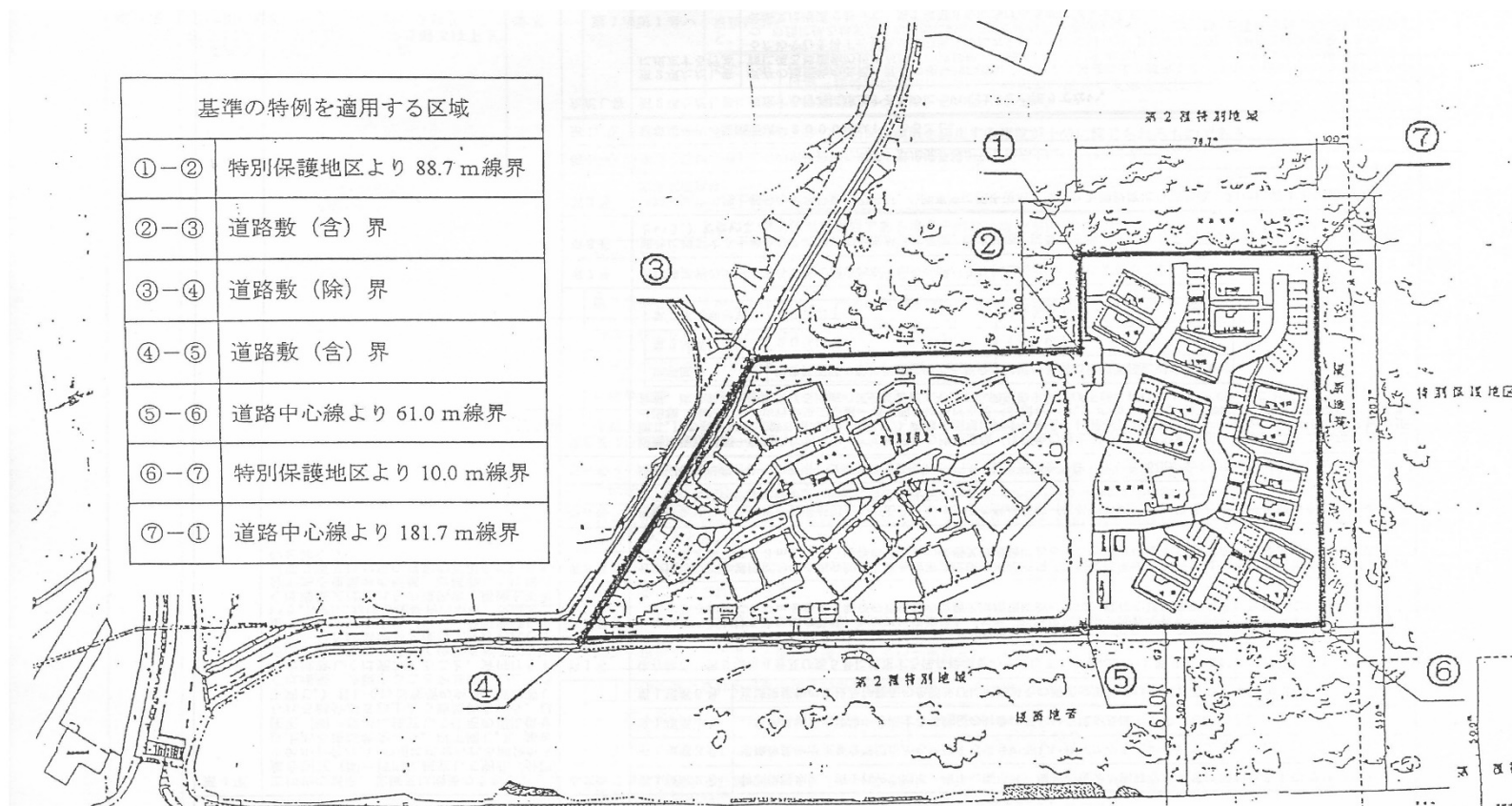
(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容	
第 4 項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘 (同一棟内に独立して別荘 (分譲ホテルを含む。) の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅 (同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が 5 以上ある建築物をいう。以下同じ。)) 若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が 2 棟以上設けられる予定である一連の土地 (以下「分譲地等」という。) 内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築 (前 3 項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)	本文	第 1 項第 2 号	特別保護地区、第 1 種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第 1 項第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第 1 項第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第 1 項第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第 1 号	保存緑地 (第 9 項第 4 号及び第 5 号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。) において行われるものでないこと。	
		第 2 号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が 2 階建以下であり、かつ、その高さが 10m (その高さが現に 10m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ) を超えないものであること。	
		第 3 号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが 13m (その高さが現に 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ) を超えないものであること。	
		第 4 号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積 (当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。) が 1000㎡以上であること。	
		第 5 号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が 250㎡以上であること。	
		第 6 号	総建築面積 (同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積 (建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。) の和をいう。第 6 項において同じ。) の敷地面積に対する割合及び総延べ面積 (同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積 (建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる延べ面積をいう。) の和をいう。以下同じ。) の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	
			地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
			第 2 種特別地域	20% 以下
			第 3 種特別地域	20% 以下
		第 7 号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30% を超えないものであること。	
		第 8 号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域 (以下「自然草地等」という。) でないこと。	
		第 9 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 (以下「公園事業道路等」という。) の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5 m 以上離れていること。	
		第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5 m 以上離れていること。	
		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000㎡以下であること。	

		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第9項	工作物の新築、改築又は増築のうち分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築	本文	第7項第1号ハ	当該行為により生じた残土を特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内において処理するものでないこと。
				ただし書 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
			第7項第2号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
			第7項第2号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
				ただし書 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
			第7項第2号ニ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
			第7項第2号ホ	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第1号	特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。	
			特別保護地区等	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等
			自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域
		第2号	道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。	
		第3号	関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000㎡以上とが明らかにされていること。	
		第4号	前号に規定する計画において、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。	
		第5号	第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。	
		第6号	第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。	

		第 7 号	関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
		イ	分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
		ロ	購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
		第 8 号	第 3 号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
		第 9 号	関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。

霧島錦江湾国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例 位置図<袴腰地区>



【参考資料 3】指定植物一覧（平成 24 年 3 月 16 日環境省告示第 38 号）

特別地域において採取若しくは損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ属
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、マンネンスギ、ヨウラクヒバ、ヒモラン、タカネヒカゲノカズラ、スギラン
イワヒバ	ヒメムカデクラマゴケ
ハナヤスリ	サクラジマハナヤスリ
ヘゴ	ヘゴ
コバノイシカグマ	ユノミネシダ、フジシダ
シノブ	シノブ
シンラン	ナカミシンラン
チャセンシダ	オオタニワタリ
オシダ	クリシマイワヘゴ、ツクシイワヘゴ、オオヤグルマシダ（マキヒレシダ）、チャボイノデ、アイアスカイノデ、サクラジマイノデ
ヒメシダ	アミシダ
イワデンダ	クリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ（ホウライイヌワラビ）
ウラボシ	アオネカズラ、イワオモダカ
ヒメウラボシ	ヒメウラボシ
ソテツ	ソテツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）
ツチトリモチ	ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キイレツチトリモチ、ヤクシマツチトリモチ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）、ヒメハマナデシコ
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	タンナトリカブト、タカネハンショウヅル、ヤマオダマキ、オキナグサ
コショウ	サダソウ
ラフレシア	ヤッコソウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
マンサク	クリシマミズキ
ベンケイソウ	ツメレンゲ
ユキノシタ	ヤシャビシャク、ダイヤモンドソウ、ウチワダイヤモンドソウ

バラ	クサボケ、シモツケソウ、イワキンバイ
マメ	ハカマカズラ
カタバミ	コミヤマカタバミ
ミカン	タチバナ
アオイ	ハマボウ
スマレ	ヒメミヤマスマレ、サクラスマレ、キスマレ、ホソバシロスマレ、シコクスミレ(ハコネスミレ)
セリ	ヒナボウフウ
イワウメ	イワカガミ
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ベニバナギンリョウソウ
ツツジ	ヒカゲツツジ(ハイヒカゲツツジを含む)、ミヤマクリシマ、クリシマミツバツツジ、ツクシコバノミツバツツジ、サタツツジ、バイカツツジ、ウンゼンツツジ、シロドウダン、ベニドウダン
モクセイ	ミヤマイボタ
リンドウ	リンドウ、ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ
ガガイモ	ナンゴクカモメヅル
ゴマノハグサ	クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ
ハマウツボ	キョスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ニシキウツギ
キキョウ	サワギキョウ
キク	ホソバノヤマハハコ、ウラギク(ハマシオン)、ハンカイソウ、ツクシコウモリソウ、クリシマヒゴタイ、クリシマアザミ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ヤマラッキョウ、シライトソウ、ツクシショウジョウバカマ、キスゲ(ユウスゲ)、ハマカンゾウ、サイコクイワギボウシ、マイヅルソウ
アヤメ	ノハナショウブ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ、クリシマシャクジョウ、タヌキノショクダイ、クリシマタヌキノショクダイ
ホシクサ	クロイヌノヒゲモドキ、ツクシクロイヌノヒゲ
イネ	クリシマノガリヤス、カリヤスモドキ

サトイモ	マイヅルテンナンショウ、キリシマテンナンショウ、シコクヒロハ テンナンショウ
カヤツリグサ	コイワカンスゲ、ヤチカワズスゲ、ツクシテンツキ、ミカヅキグサ
ラン	ナゴラン、マメヅタラン(マメラン)、ムギラン、キリシマエビネ、エ ビネ、ツルラン(カラン)、サクラジマエビネ、ナツエビネ、キエビ ネ、サルメンエビネ、ヒメノヤガラ、ミヤマムギラン、サイハイラ ン、ヘツカラン、シュンラン(ホクロ)、カンラン、ナギラン、アキザ キナギラン、マヤラン(サガミラン)、クマガイソウ、セッコク、キ バナノセッコク、アオスズラン(エゾスズラン)、タシロラン、オサ ラン、ツチアケビ、ハルザキヤツシロラン、ベニシュスラン、アケ ボノシュスラン、ハチジョウシュスラン、ツリシュスラン、ダイサ ギソウ、ムカゴソウ、ヤクシマアカシュスラン、ムヨウラン、クロ ムヨウラン(ムラサキムヨウラン)、ギボウシラン、ユウコ克蘭、 クモキリソウ、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリ ドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、ウチョ ウラン、コケイラン、ガンゼキラン、ニイタカチドリ(ツクシチド リ)、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、ヤマトキシ ウ、カシノキラン、カヤラン、ヒトツボクロ、キヌラン

【参考資料4】海域公園地区指定動植物一覧(平成24年3月16日環境省告示第39号)

海域公園地区において捕獲等を規制する区域・動植物は次のとおりである。

(区域) 桜島海域公園地区一号の全域、桜島海域公園地区二号の全域、佐田岬海域公園地区一号の全域及び佐田岬海域公園地区二号の全域

(動植物) ソランデリア・セクンダ(オオギウミヒドラ)、サルコフュトン属(ウミキノコ属)全種、シラヌリア・ポリヤダクテュリア(タコアシカタトサカ)、デンドロネフテュア属(トゲトサカ属)全種、ネフテア・カブロリイ(チヂミトサカ)、ステレオネフテュア・ヤポニカ(キバナトサカ)、ステレオネフテュア・ルブリフロラ(アカバナトサカ)、メリタエア・フラベルリフェラ(イソバナ)、アントプレクサウラ・ディモルファ(ハナヤギ)、エンタクマエア・アクティノストロイデス(サンゴイソギンチャク)、ポキルロポラ・ダミコルニス(ハナヤサイサンゴ)、アクロポラ属(ミドリイシ属)全種、モンティポラ属(コモンサンゴ属)全種、ゴニオポラ・ロバタ(ハナガササンゴ)、ポリテス・アウストラリエンスィス(ハマサンゴ)、パヴオナ・デクサタ(シコロサンゴ)、スュンフルリア・ヴァレンキエネシ(ハナガタサンゴ)、ヒュドノフォラ・ピロサ(イボサンゴ)、カウラストレア・トゥミダ(タバネサンゴ)、ファヴィア・スペキオサ(ククメイシ)、ファヴィテス・アブディタ(カメノコククメイシ)、オウラストレア・クリスパタ(ククメイシモドキ)、プラテュギュラ・ラメルリナ(ノウサンゴ)、トゥバストラエア・ファウルクネリ(イボヤギ)、オクシユコマントウス・ヤポニクス(ニッポンウミシダ)、トロピオメトラ・アフラ・マクロディスクス(オオウミシダ)、ケルトナルドア・セミレグラリス(アカヒトデ)、アステリナ・ペクティニフェラ(イトマキヒトデ)、ゴルゴノケファルス・エウクネミス(オキノテヅルモヅル)、トクソプネウス・ピレオルス(ラッパウニ)、コロボケントロトウス・メルテンシイ(ジンガサウニ)、ヘテロケントロトウス・マミルラトウス(パイプウニ)、スュニグナティダエ(ヨウジウオ科)全種、アンテナリウス・ストリアトウス(カエルアンコウ)、ヒストリオ・ヒストリオ(ハナオコゼ)、プセウダンティアス・スクアミピンニス(キンギョハナダイ)、アウラコケファルス・テミンクキ(ルリハタ)、ディプロブリオン・ビファスキアトウ(キハツソク)、アポゴニダエ(テンジクダイ科)全種、ペムフェリス・スクウェンキイ(ミナミハタンポ)、カエトドンティダエ(チョウチョウウオ科)全種、ポマケントリダエ(スズメダイ科)全種、タラソマ・クピド(ニシキベラ)、キルリラブルス・テミンクキイ(イトヒキベラ)、プテロイス・ルヌラタ(ミノカサゴ)、バリスティダエ(モンガラカワハギ科)全種、オストラキイダエ(ハコフグ科)全種、カンティガステル・リヴラタ(キタマクラ)、コディウム属(ミル属)全種、ディクテュオタ・ディコトマ(アミジグサ)、パディナ・アルボレスケンス(ウミウチワ)、エククロニオプシス・ラディコサ(アントクメ)及びマルテンシイ・フラギリス(アヤニシキ)

【参考資料５】霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)管理運営計画改定検討会名簿

＜有識者＞

氏名	所属・役職等
星野 一昭	元 鹿児島大学 特任教授

(敬称略)

＜民間団体＞

氏名	所属・役職等
福島 大輔	特定非営利活動法人 桜島ミュージアム 理事長
松尾 千歳	尚古集成館 館長
浜本 麦	特定非営利活動法人 くすの木自然館 専務理事 兼 専門研究員
市渡 雄一	垂水市観光協会 観光部 部長
飯嶋 修	休暇村指宿 支配人
伊佐 幸子	指宿市地域女性団体連絡協議会 会長
新村 信博	開聞岳ガイドクラブ
田中 輝政	南大隅町観光協会 事務局長
牧口 信廣	佐多岬コンシェルジェ

(順不同、敬称略)

＜関係行政機関＞

団体名	担当部署
鹿児島県	環境林務部 自然保護課
鹿児島県	観光・文化スポーツ部 観光課
鹿児島市	環境局 環境部 環境保全課
鹿児島市	観光交流局 観光交流部 世界遺産・ジオパーク推進課
鹿児島市	観光交流局 観光交流部 観光振興課
姶良市	市民生活部 生活環境課 生活環境係
姶良市	企画部 商工観光課
霧島市	商工観光部 商工観光施設課
垂水市	水産商工観光課
指宿市	市民生活部 環境政策課
指宿市	産業振興部 観光施設管理課
南大隅町	商工観光課